

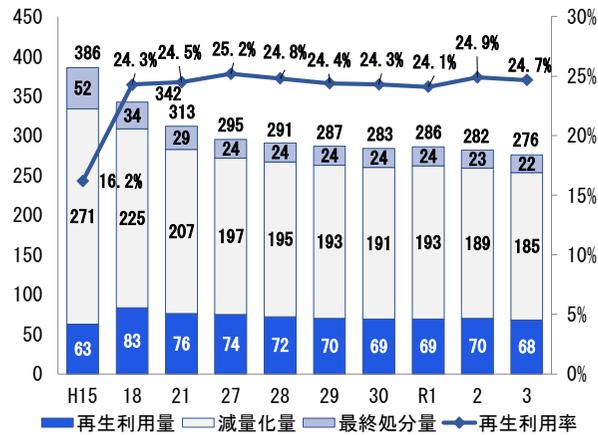
# 「神奈川県循環型社会づくり計画」の概要

令和6年3月  
資源循環推進課

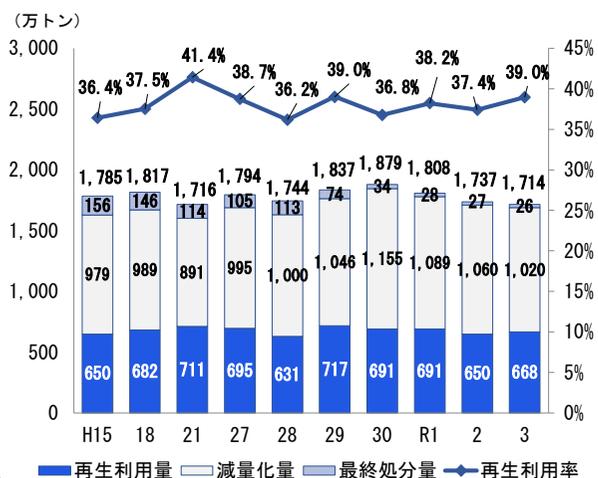
- ◆ 計画の位置付け 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画
- ◆ 計画期間 2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間
- ◆ 基本理念（本県の目指す姿） 廃棄物ゼロ社会

## 【現状】

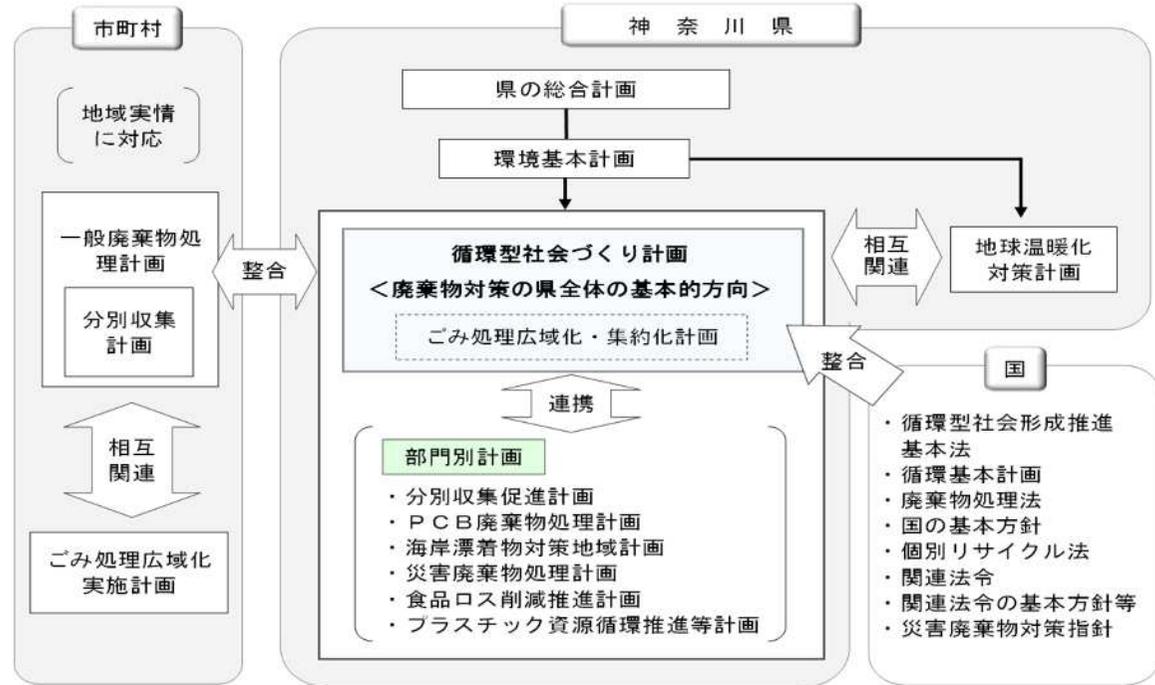
○一般廃棄物  
(万トン)



○産業廃棄物  
(万トン)



## 【他の計画との関係】



## 【計画目標】

※2030（令和12）年度における目標値（目標5を除く）

項目	目標値*	2019（R1）年度実績	
目標1	生活系ごみ1人1日当たりの排出量	608g/人・日	638g/人・日
目標2	産業廃棄物の排出量	1,826万トン	1,808万トン
目標3	一般廃棄物の再生利用率	28.0%	24.1%
目標4	産業廃棄物の最終処分量	263千トン	277千トン
目標5	不法投棄等残存量	前年度より減少	150,484トン(R3実績)

## 【施策の基本的な方向性】

### 大柱Ⅰ 「資源循環の推進」

3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の中で2R（排出抑制、再使用）の取組を優先し、そのうえで排出される廃棄物の再生利用については、脱炭素社会の実現に向けて質の向上を目指す。また、プラスチックなど化石燃料を原料とするものは、再生可能な資源に置き換えるRenewable（リニューアブル）の取組も推進。

### 大柱Ⅱ 「適正処理の推進」

市町村と連携して広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄等の未然防止対策を推進。また、近年世界的な環境問題とされる海洋プラスチック問題を解決し、美しい県土を守るため、県内全域においてクリーン活動を推進。

### 大柱Ⅲ 「災害廃棄物対策」

「神奈川県災害廃棄物処理計画」に基づき、国、市町村等とともに協力体制の構築等を図る。

## 【施策体系】

### 大柱Ⅰ 資源循環の推進

#### 中柱1 排出抑制、再使用の推進

- 小柱(1) 県民のライフスタイル変革の促進
- 小柱(2) 事業者の取組の推進
- 小柱(3) 市町村と連携した取組の推進
- 小柱(4) 広域的な取組の推進

#### 中柱2 再生利用等の推進

- 小柱(1) 質の高いリサイクルの推進
- 小柱(2) 上下水道汚泥の再生利用の推進
- 小柱(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進
- 小柱(4) 各種リサイクル制度の推進

#### 中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等

- 小柱(1) 環境教育・学習の推進
- 小柱(2) 排出事業者・処理業者における人材育成の推進
- 小柱(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

### 大柱Ⅱ 適正処理の推進

#### 中柱1 廃棄物の適正処理の推進

- 小柱(1) 一般廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(3) PCB廃棄物の確実な処理
- 小柱(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進

#### 中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- 小柱(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
- 小柱(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
- 小柱(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

#### 中柱3 クリーン活動の推進

- 小柱(1) 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進
- 小柱(2) 情報提供の充実等による普及啓発

### 大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

## 【計画の推進】

### 県民の役割

- ・ 3Rの実行
- ・ 環境に配慮した商品の選択、できるだけ廃棄物を発生させない生活
- ・ 食品ロスの削減や分別収集など3Rの推進に向けた施策への協力 等

### 事業者の役割

- ・ 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制
- ・ 単一素材化された商品や再生利用が容易な設計の商品等の製造
- ・ 環境負荷低減のための廃棄物の適正な処理
- ・ 脱炭素社会実現の観点を踏まえた廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量削減等に向けた取組 等

### 市町村の役割

- ・ 一般廃棄物の3Rの推進
- ・ 安全安心な廃棄物処理
- ・ 循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組の促進
- ・ 脱炭素社会実現の観点を踏まえた一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量削減等に向けた取組 等

### 県の役割

- ・ 広域的な観点からの3R及び適正処理の推進
- ・ 産業廃棄物に係る事業者への指導監督等
- ・ 県民、事業者、市町村と連携・協働し、脱炭素社会実現の観点を踏まえた循環型社会づくりの推進
- ・ 災害廃棄物処理施策の推進 等